

人事院会議議事録

会議日

令和5年3月16日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹事) 柴崎事務総長、幸総括審議官
(説明員) (職員福祉局)
野口補償課長

議題

人事院規則16-0(職員の災害補償)等の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則16-0(職員の災害補償)等の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- これに対し、以下のような意見があった。
 - ・ 漁業監督官について、公務災害が発生しないよう装備や訓練の強化など適切な予防措置が行われるようにしっかりと対応を行ってほしい。
 - ・ 運用においても特別公務災害の趣旨を踏まえ、しっかりと対応してもらいたい。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

別添

人事院規則16—0(職員の災害補償)の一部改正について

令和5年3月16日
職員福祉局

1. 漁業監督官を特別公務災害の対象に指定することに伴う人事院規則16—0 (職員の災害補償)第32条の改正

警察官、海上保安官等には、生命、身体に対する高度の危険が予測される状況下においてもその危険を顧みず自らの職務を遂行し、国民の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全と秩序の維持に当たることが期待され、また職務上の義務とされている場合がある。国家公務員災害補償制度においては、このような職務に従事している際に、負傷し又は死亡するに至った職員に対し、国が特別の配慮をして、通常の災害補償よりも厚く補償を行う仕組みがある(特別公務災害)。

近年、水産庁の漁業監督官が行う外国漁船の取締活動において、違反漁船が武器による威嚇・攻撃をするなど、違反の態様が悪質化・巧妙化している。取締対象となる船舶が漁船の場合には、海上保安庁ではなく水産庁が初動対応を行う必要があり、漁業監督官の職務の危険性はかつてより高まっており、水産庁からも漁業監督官を特別公務災害の対象に追加してほしいとの要望がなされている。

このような状況に鑑み、今般、漁業監督官が違法な外国漁船の取締活動中に負傷又は死亡した場合に特別公務災害が適用されるよう、人事院規則16—0第32条の改正を行う。

2. こども家庭庁及び消費者庁を実施機関に指定することに伴う人事院規則16—0(職員の災害補償)別表第2の改正

国家公務員災害補償制度においては、各府省等(人事院規則16—0別表第2及び別表第2の2に掲げる実施機関)が個別具体的な認定事務や各

種補償の実施を担っている。この実施機関の指定に当たっては、職員数や組織の独立性、地方機関の有無、補償事務の実施体制等を踏まえ、補償事務を適切かつ効率的に遂行できるかなどの観点から指定の可否を判断している。

令和5年4月1日に発足するこども家庭庁は、内閣府の外局に置かれる機関であり、約500名の職員数を有し、人事、給与、勤務管理などの事務を内閣府から独立して行う予定である。補償課において同庁を実施機関として指定することについて検討していたところ、内閣府及びこども家庭庁設立準備室からも、同庁を実施機関として指定してほしいとの要望がなされたところである。

また、同じく内閣府の外局である消費者庁は、現在は実施機関としては指定されていないものの、約600名の職員数を有し、人事、給与、勤務管理などの事務を独立して行っており、令和2年7月に徳島県徳島市に新未来創造戦略本部が設置され、東京都以外にも組織を設けている状況である。今般、内閣府及び消費者庁から、補償事務を円滑に行うためにも、同庁を新たに実施機関として指定してほしいとの要望がなされたところである。

こども家庭庁及び消費者庁の組織体制などのほか、関係機関からの要望などに鑑みれば、両庁を実施機関として指定することが妥当である。

そこで、今般、こども家庭庁及び消費者庁を実施機関として指定するために、人事院規則16—0別表第2の改正を行う。

3. 公布・施行日

令和5年3月31日公布、同年4月1日施行

以 上